

第1回「京都府移住促進条例改正等検討委員会」

次 第

日時：令和8年3月11日（水）10時00分～12時00分

於：ホテルグランヴィア京都 3階 栄華の間

1 開会

2 報告事項等

（1）現行の移住施策の実施状況について

（2）各地域の人口状況、移住トレンド等の変遷について

3 意見交換

4 その他

5 閉 会

第1回「京都府移住促進条例改正等検討委員会」

出席者名簿

■委員

氏名	団体・所属等	職名	備考
小谷 明日香	京都移住計画	プランナー	
小畑 英明	一般社団法人 京都経営者協会(日新電機株式会社)	顧問	
黒坂 則子	同志社大学法学部	教授	
鈴木 尚美	京都府宅地建物取引業協会	理事	
鈴木 博之	株式会社国際電気通信基礎技術研究所(ATR)	代表取締役副社長	
田中 大貴	D-matcha 株式会社	代表取締役	欠席
辻田 素子	龍谷大学経済学部	教授	
中川 正樹	株式会社丹後王国ブルワリー	代表取締役	
山極 壽一	総合地球環境学研究所	所長	

※五十音順

■京都府

氏名	職名	備考
岡本 孝樹	総合政策環境部長	
吉田 宏則	地域政策室長	
古田 良明	企画参事(北部担当)	
野田 敦司	農村振興課参事	

京都府移住促進条例の変遷と成果・課題

H28~R3

R4~R8

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例



成果・課題

【目指す方向性】

<目的>

- 農山漁村の維持、発展

<方法>

- 「移住」「定住」の促進
- <具体的施策>
- 空家・耕作放棄地の活用

—

<目的>

- 農山漁村の維持、発展
- 地方都市の中心部の維持

<方法>

- 「移住」「定住」の促進
- <具体的施策>
- 空家
- 関係人口の創出・拡大

- 多様化する移住のニーズへの対応
- 移住者等が地域社会の担い手として活躍できる環境づくり 他

別紙①のとおり

【対象区域】

<移住促進特別区域>

- 農山漁村を中心とする人口減少地区

<移住促進特別区域>

- 農山漁村を中心とする人口減少地区
- 地方都市の中心部（まちなか地区）
- （人口集中地区を含む）

【全体】

市町村が幅広く対象区域を設定し、移住施策を進められる。

【まちなか地区】

地域ごとのまちづくり方針の違いにより、対象区域の拡大が進まなかった。

【施策柱立て】

京都移住促進プロジェクト事業

- ✓ 「夢実現」住まいづくり推進事業
- ✓ 「夢実現」仕事づくり事業
- ✓ 「夢体験」未来交流事業
- ✓ 京都移住促進事業

「移住するなら京都」推進事業

- ✓ 移住者の住まいの確保支援
- ✓ 移住検討者に対する情報発信
- ✓ 移住定住へのフォローアップ
- ✓ 移住者の仕事の確保支援

別紙②のとおり

【目指す方向性】

【基本理念】

現条例へ改正した際の変更点	条例改正後の現状	課題
地方都市の中心部の維持	移住促進特別区域に4つのまちなか地区(地方都市の中心部)が追加され、地域づくりのモデルとなる拠点(リモートワーク施設等)が整備された	まちなか地区では人口が多いこともあり、市町村において移住者の動向を捉えきれておらず、当該地区の移住者の把握や定住につなげるための取組が不十分
空家の活用 ※「耕作放棄地の活用」を廃止	対象地域の拡大もあり、多くの市町村で空き家バンク制度が整備され、改修費補助、家財撤去補助、利活用相談など活用を後押しする支援策も普及したことで、移住者の受入れ及び空家の流動化に一定寄与した	移住者のニーズを満たす空家の継続した確保が必要
関係人口の創出・拡大	※以下「移住者等が地域社会の担い手として活躍できる環境づくり」と重複するため省略	
多様化する移住のニーズへの対応	地域のキーパーソンや移住支援団体を核として移住者等が集まる地域づくりが進むとともに、二地域居住の促進に取り組む地域が生まれてきている	移住検討者の地域との関わり方は多様であり、引き続き各フェーズに合わせた施策に取り組む必要がある
移住者等が地域社会の担い手として活躍できる環境づくり	一部の地域では、地域外住民や移住者が地域の活性化に取り組むなど、地域外住民・観光客が地域と交流する好事例も生まれてきている	地域課題に都市部企業や人材が携わり解決する仕組みづくりを進め、地域への訪問(関係人口・関係企業化)を促す必要がある

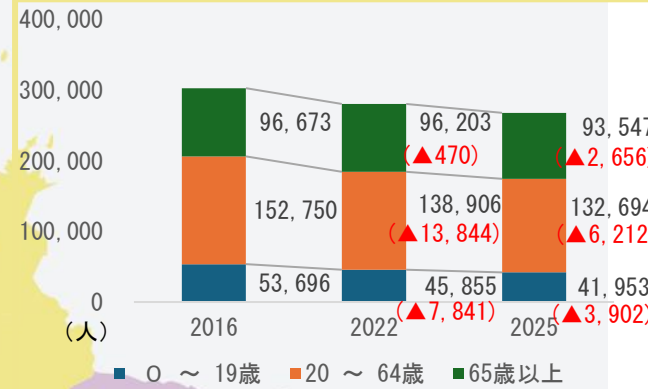
「移住するなら京都」推進事業の主な取組と今後の展開

別紙②

移住までの段階		現行施策	今後の展開
悩み	・暮らしを変えたい	移住情報サイト運営事業 実績(ユーザー数): R4(51,353件)、R5(97,922件)、R6(117,146件)	より効果的な広報発信を図るため、サイトを3月中旬にリニューアル予定。
検討開始	・移住するための条件を検討 ・先輩移住者の事例を知る	地域での移住体験プログラム 実績(相談者数・インターン参加者数): R4(26名・14名)、R5(40名・5名)、R6(16名・2名)	全国的に移住相談件数が増加傾向にある中で、移住検討者と府内市町村のマッチングを進めるために、本窓口を継続して運営するとともに、就職相談への対応等を拡充するのはどうか。
移住先検討	・どの地域が自分の求める条件に合うか検討	移住情報発信拠点の運営 実績(相談件数): R4(1,228件)、R5(905件)、R6(904件)	
候補地訪問	・地域を実際に訪問	現地ツアー 移住センターや各広域振興局が現地ツアーを開催	各主体が個別に取り組むのではなく、地域の暮らしに関する情報を体系的に整理・集約し、地域ごとのブランド価値の向上や情報発信力の強化に取り組むべきではないか。
生活設計	・移住先地域を決める ・仕事を探す	ジョブパーク運営 実績(首都圏在住のJP登録者における府内企業内定者数): R4(31件)、R5(47件)、R6(21件) 移住者起業支援事業(起業に必要な空家改修への補助) 実績(47件)(R4:15件、R5:16件、R6:16件)	起業の支援に当たっては、商工会や商工会議所等との連携によるサポート体制を構築すべきではないか。
移住	・住宅購入、賃貸、空家改修 ・転居	移住促進住宅整備事業(空家改修への補助) 実績(件数): R4(73件)、R5(93件)、R6(100件)	空家の掘り起こしを含めて、関係人口の創出や地域経済の好循環につながる空き家活用を支援する取組を進めるべきではないか。
定住	・地域で生活 ・地域活動に参加	地域受入体制整備促進事業 実績(8件)(R4:4件、R5:1件、R6:3件)	先輩移住者等と連携した定住支援体制を構築の上実施すべきではないか。

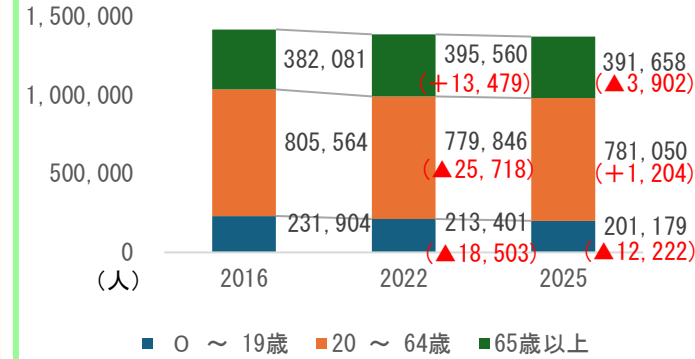
各地域の人口状況等

北部



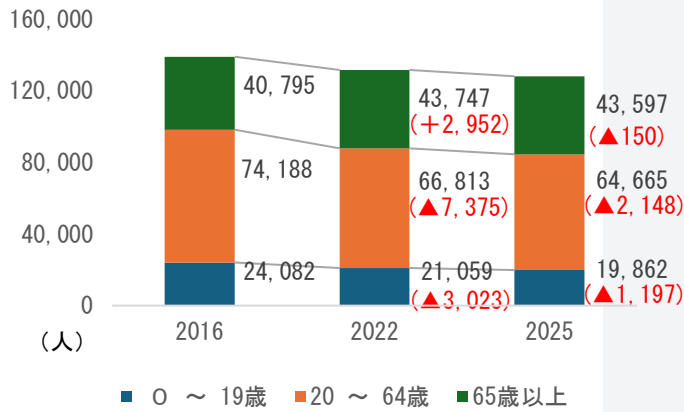
○事業例
丹後地域の魅力を紹介するツアーや移住者の定着に向けた交流会を開催

京都市



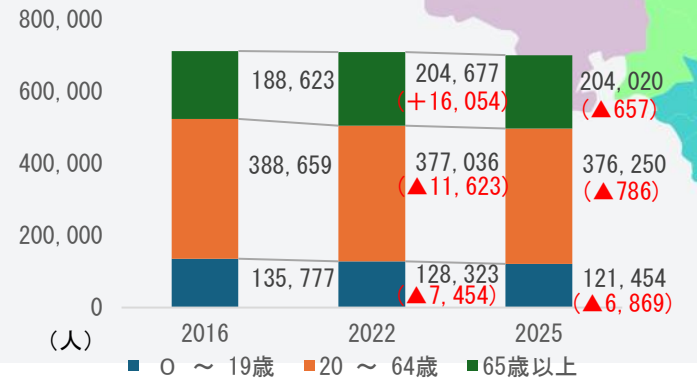
○事業例
定住・移住促進に賛同する企業・団体を「応援団」として登録する公民連携の取組を推進

中部



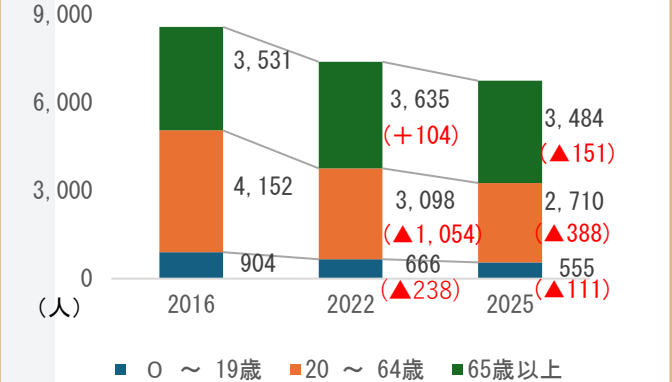
○事業例
移住希望者に向けた情報発信や京の田舎暮らしナビゲーター活動支援等を実施

南部



○事業例
先輩移住者らと交流できる移住現地ツアーに加え、山城管内における移住促進体制の強化、「お試し居住」事業等を実施

相楽東部



○事業例
茶産業などの地域の伝統産業を通じて地域の魅力を知ることのできる体験プログラムを実施

移住トレンド等の変遷

	前回の条例改正検討時期 (令和2年～令和3年)	現時点 (令和8年2月末時点)	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">コ ロ ナ 禍</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 都心等から地方への人流の発生（首都圏の社会増が鈍化） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">コ ロ ナ 禍 終 息</div>	
人口動態	<ul style="list-style-type: none"> ● 都心等から地方への人流の発生（首都圏の社会増が鈍化） 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>都心回帰へ転換</u> ● 一方で、40代から50代の単身層からの相談が継続しているなど、一部の層には<u>地方移住へのニーズは依然として高い状況</u> 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">新しい生活様式</div>		
仕事 生活様式	<ul style="list-style-type: none"> ● リモートワーク環境の充実、在宅勤務の加速化 ● ネットショッピングやデリバリーの普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● オフィス回帰、出社中心の勤務形態 ● (同じ) 	
移住 希望先	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏周辺が移住先として高い人気を集める一方、子育て世帯では市街地を避けて移住先を選ぶ傾向がみられ、九州・東北・関西にも一定のニーズがある。 	<p style="text-align: center;">＜東京＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本での移住希望が多い ● 大都市に近い地方都市が人気 ● マンション等の賃貸物件を希望する方が多い 	<p style="text-align: center;">＜大阪＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大阪から電車で2時間程度の地域が人気 ● 自動車利用が前提の移住が難しい ● 戸建ての購入物件を希望する方が多い

本日の論点

<論点①> 移住促進条例の改正について

京都府では、コロナ禍の地方移住への関心の高まりやリモートワーク環境の充実といった情勢の変化を受けて、令和4年度には、農山漁村地域の活性化に限定していた時限条例である移住促進条例において、

- ・支援対象に地方都市の中心部を追加する
- ・多様な移住ニーズへの対応等の基本理念を明記する

など、現行条例へ抜本的に改正し、移住検討の段階に応じて施策を実施してきたところ。

コロナ禍が明け、都心回帰が進む一方で、地方移住への関心はさらなる高まりを見せており、また、二地域居住やふるさと住民登録制度など、国家的プロジェクトとして新たな関係人口づくりの取組が始まりつつあり、府内にも同プロジェクトの推進に取り組む地域が生まれてきている。

令和8年度に現行条例の時限を迎えることから、移住施策における成果・課題を踏まえた施策の見直しを進めながら、現在の情勢に合わせて関係人口づくりに積極的に取り組むため、例えば、条例上の文言を定義する第2条における同条第2号「移住者等」の定義に「二地域居住者」を追加するなど、関係人口の新たな類型を明記して現行条例を延長するのはどうか。

<論点②> 新規施策の検討や既存施策の見直しについて

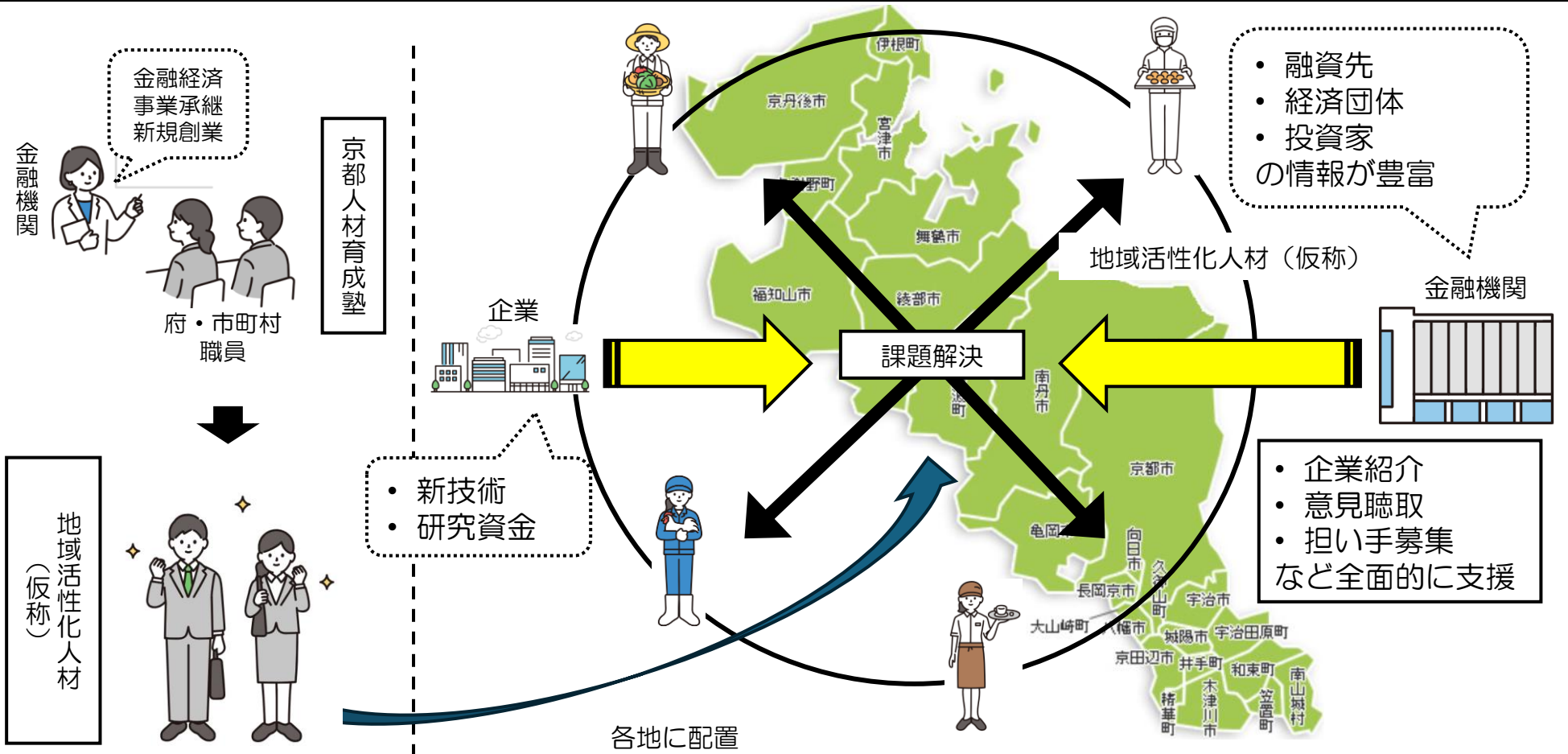
新規施策としてどのような関係人口づくりに取り組むか検討が必要である。関係人口の捉え方が一義的ではないことから、その把握も含め、関係人口づくりに取り組む地域(市町村)は、依然として少ない状況であるが、自治体や金融機関、企業と連携し、地域の課題解決に向けて地域内外の交流を促す仕組みづくりを進める(別紙A参照)のはどうか。

また、既存施策のうち、

- 移住促進住宅整備事業
- 移住情報発信拠点の運営
- 移住者受入・活躍応援拠点整備事業
- 移住者起業支援事業

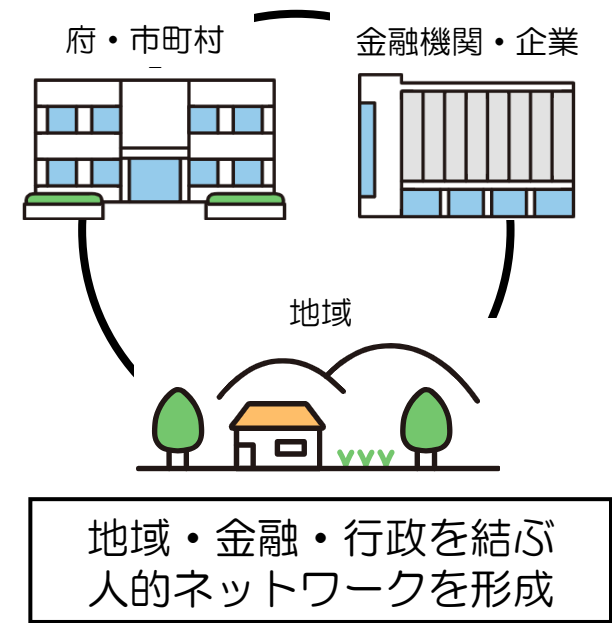
については、予算額に対する効果が懐疑的であるなど、課題が顕在化しており(別紙B参照)、各事業の継続・改良に向けた検証が必要。

- ◆ 金融機関、インフラ企業、府・市町村による「地域活性化人材（仮称）」の養成、府内各地への配置
 - ◆ 地域内外企業による地域課題への人材・技術の提供 ← ネットワーク化
- ⇒ 関係人口・関係企業の創出拡大



(イメージ)

管内	コンテンツ
丹後	<ul style="list-style-type: none"> ブランド農水産物（丹後トリガイ、丹後メロン） 自然景観・原風景（ジオパーク、自然公園、棚田） 歴史文化観光（たには王国史跡、丹後ちりめん）
中丹	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地（綾部・長田野工業団地、舞鶴港） ブランド農産物（両丹茶、丹波栗） 歴史文化観光（福知山城、舞鶴港（軍港）、二王門）
南丹	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ交流（サンガスタジアム、丹波自然運動公園） 自然景観・原風景（るり溪、保津峡、かやぶきの里） ブランド農産物（丹波の黒豆、大黒本しめじ）
山城 (相楽東部)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化観光（恭仁京、笠置寺、飛鳥時代の社寺） ブランド農産物（宇治茶、和束茶）



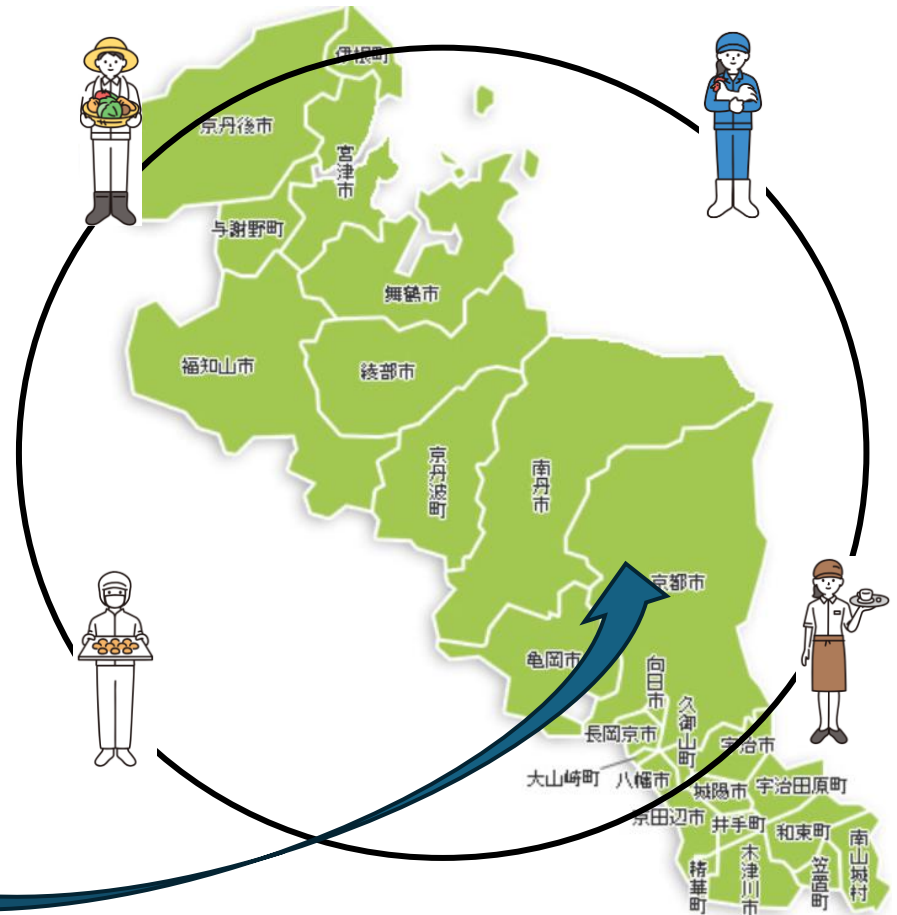
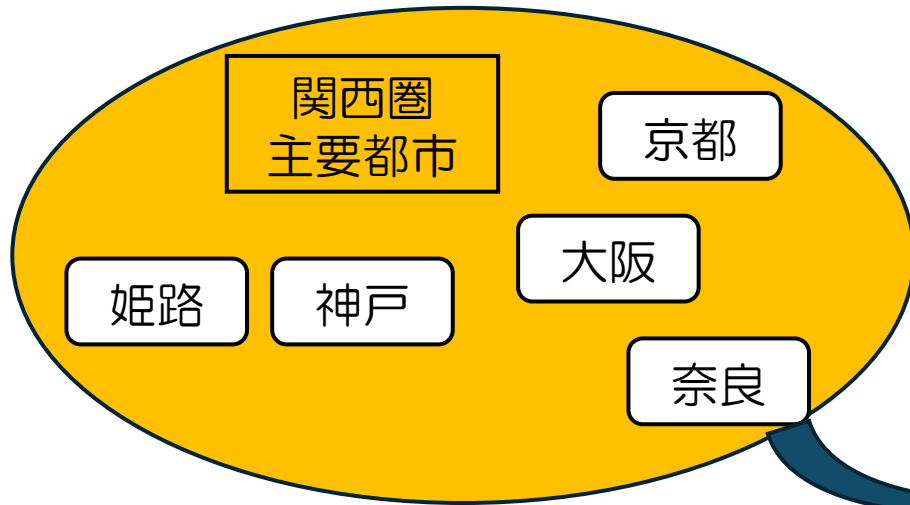
- ✓ 地域の抱える地域課題に関心ある企業を紹介
- ✓ 大型開発など地域だけでは検討困難な案件への助言
- ✓ 地域の担い手不足、起業への支援者マッチング



- ◆ 「JOBJOBGO」や「おてつたび」と連携し、旅先での短時間労働を掛け合わせ、旅行に対する金銭的負担を軽減
 - ◆ 地域の担い手不足に悩む企業・事業者と関係づくり・リピート訪問の促進
- ⇒ 関係人口・関係企業の創出拡大

(「JOBJOBGO」の場合)

- JR西日本グループによる旅先バイトのマッチングシステム
- JR西日本沿線の交通費を軽減
(JR西日本の利用料金は無料)



京都府の移住施策体系

別紙
B

地域→移住者

移住者受入・活躍応援拠点整備事業

地域受入体制整備促進事業

企業連携移住促進事業

仕事発信・マッチング

空家流動化促進事業

京のふるさと暮らし体験推進事業

漠然層

検討層

移住者

定住者

定着

プロモーション

HP「今日と明日」

移住フェア・移住セミナー

金融×企業×行政
地域課題解決
マッチング

移住センター

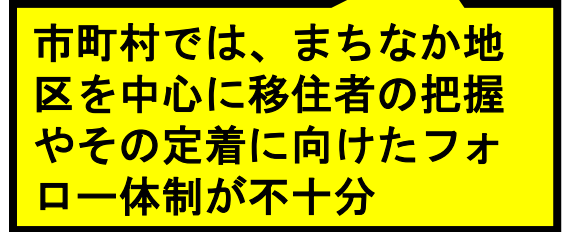
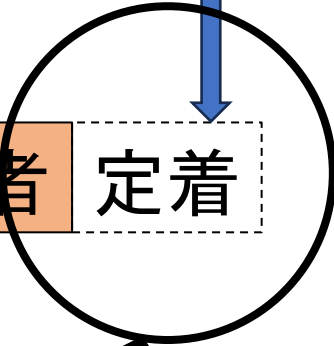
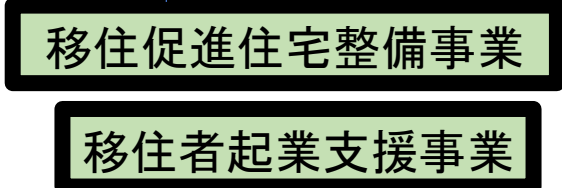
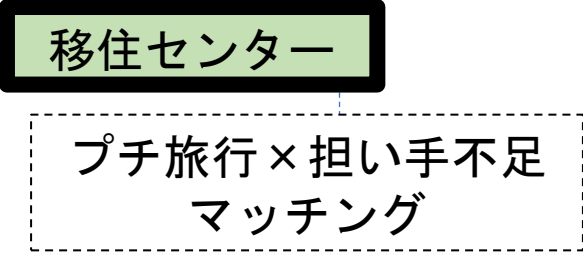
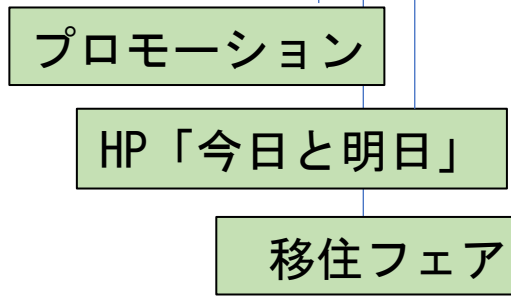
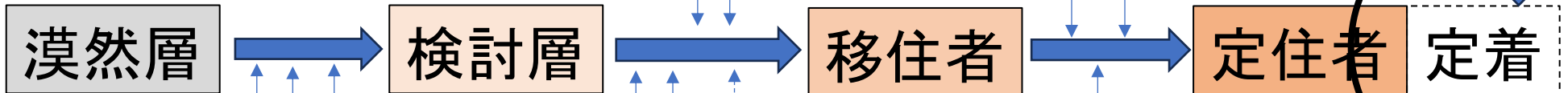
プチ旅行×担い手不足
マッチング

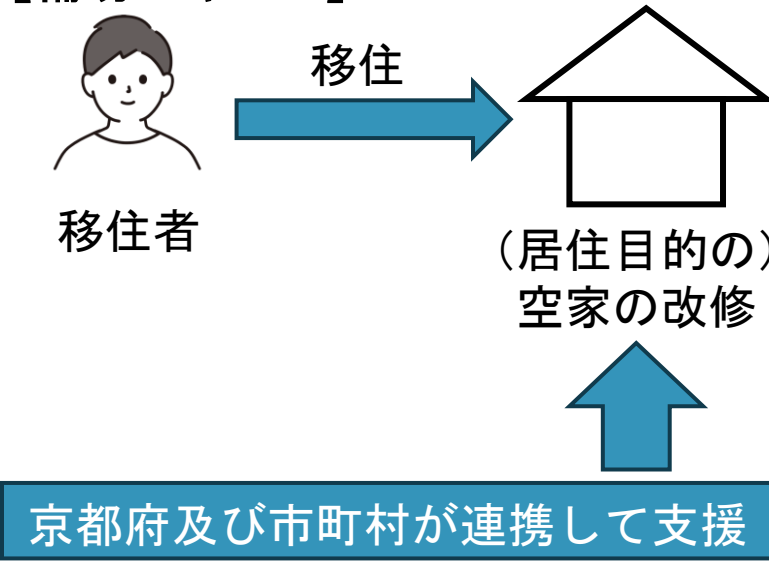
市町村では、まちなか地区を中心に移住者の把握やその定着に向けたフォロー体制が不十分

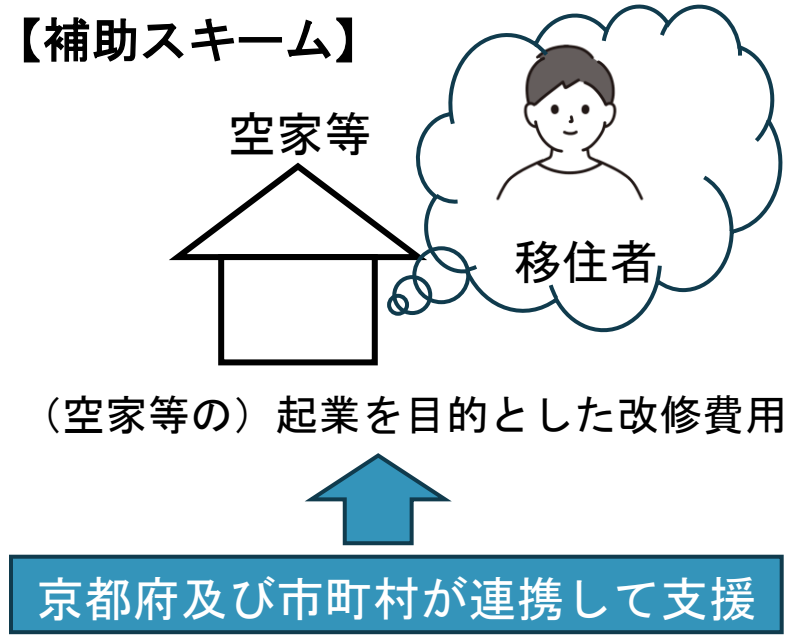
移住促進住宅整備事業

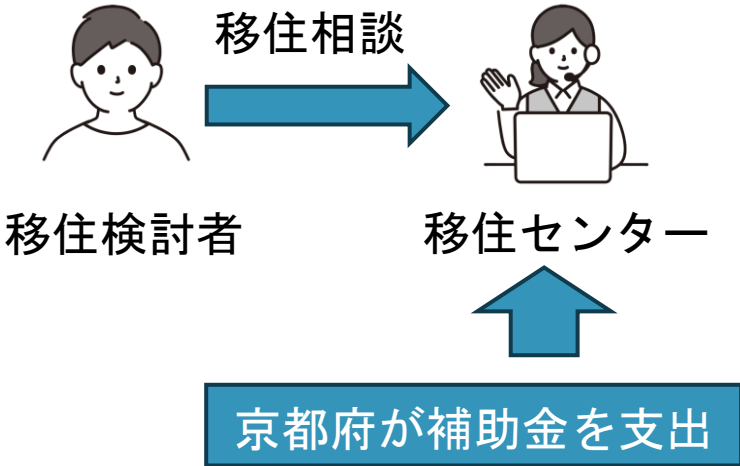
移住者起業支援事業

行政→移住者




<p>事業概要</p>	<p>移住者が空家を取得又は賃借等し、自ら居住する目的で行う生活をするために必要な改修を支援（上限1,800千円／戸（府1/2、市町村1/2））</p>			
	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R6</p>	<p>R7</p>
<p>実績額（千円）</p>	<p>64,912</p>	<p>81,621</p>	<p>87,621</p>	<p>100,000 （予算額）</p>
<p>実績（補助件数）</p>	<p>73</p>	<p>93</p>	<p>100</p>	
<p>事務局評価</p>	<p>【成果】 移住・定住者（10年以上）の獲得につながっている</p>		<p>【補助スキーム】</p> 	
	<p>【課題】 まちなかの賃貸等の空家の改修を前提としない移住について、動向が掴み切れず、定住のための取組につなげられていない</p>			
<p>今後の展開</p>	<p>宅建業者と連携し、移住者の把握に努めるとともに、移住後の定住に向けたサポート体制の構築につなげるべきではないか</p>			

事業概要	移住促進特別区域における移住者の起業に係る初期整備を支援			
	R4	R5	R6	R7
実績額（千円）	21,746	22,524	22,539	30,000 (予算額)
実績（補助件数）	15	16	16	
事務局評価	<p>【成果】 移住者の仕事づくりや交流拠点として地域の活性化に寄与</p>		<p>【補助スキーム】</p> 	
	<p>【課題】 事業の立上げから経営後の支援までのサポート体制の構築に取り組めていない</p>			
今後の展開	商工会、商工会議所等と連携し、起業後のサポート体制を構築すべきではないか			



<p>事業概要</p>	<p>京都・東京・大阪にて移住相談窓口を運営し、移住のための条件整理や府内市町村とのマッチングを実施</p>			
	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R6</p>	<p>R7</p>
<p>実績額（千円）</p>	<p>41,000</p>	<p>41,000</p>	<p>41,000</p>	<p>43,300 (予算額)</p>
<p>実績（相談件数）</p>	<p>1,228</p>	<p>905</p>	<p>904</p>	
<p>事務局評価</p>	<p>【成果】 府内移住支援情報を一括して発信し、一元的な相談窓口として移住検討者の円滑な受入に寄与</p>		<p>【実施スキーム】</p> 	
<p>今後の展開</p>	<p>就職情報や地域の観光情報など、あらゆる相談ニーズに対応できる窓口体制を構築すべきではないか</p>			

事業概要	条例に基づく「移住者受入・活躍応援計画」を策定し、地域での交流促進や仕事づくり等をテーマとしたまちづくり事業を実施する市町村に対し、まちづくり拠点のハード整備費及び交流促進や仕事づくり事業のソフト経費について支援			
------	--	--	--	--

	R4	R5	R6	R7
実績額（千円）	0	314	770	4,000 (予算額)
実績（補助件数）	0	3	2	

事務局評価	<p>【成果】 移住希望者等の滞在拠点の整備や農村交流体験等の実施により、一部地域では、地域内外の交流促進につながっている。 (綾部市上林地区・宮津市宮津地区)</p>	<p>【実施スキーム】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>移住者受入・活躍応援計画 (市町村作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり拠点のハード整備 ・交流促進や仕事づくり経費 </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 京都府が支援 </div>
	<p>【課題】 多くの市町村では、移住者や関係人口を地域の活性化につなげる具体的なビジョンを描けておらず、本事業の活用事例が乏しい。</p>	

今後の展開	市町村における移住者、関係人口を活用した地域活性化に向けたビジョン作成をサポートする体制が必要ではないか。
-------	---

<p>事業概要</p>	<p>移住者受入れのために活動する地域団体に対し、受入地域の情報発信や空家の実態調査等の活動支援を実施</p>			
	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R6</p>	<p>R7</p>
<p>実績額（千円）</p>	<p>838</p>	<p>250</p>	<p>596</p>	<p>2,000 (予算額)</p>
<p>実績（補助件数）</p>	<p>4</p>	<p>1</p>	<p>3</p>	
<p>事務局評価</p>	<p>【成果】 地域が一丸となって移住に取り組む機運醸成が図られる</p>		<p>【実施スキーム】</p>  <p>移住促進に取り組む地域団体</p>  <p>京都府及び市町村が連携して支援</p>	
	<p>【課題】 取組の手法等を悩む地域もあり、地域へのサポートが必要</p>			
<p>今後の展開</p>	<p>地域が主体となって取組をすすめられるよう、機運醸成が進んだ地域の成功事例を共有するなど、地域への具体的なサポートに取り組むべきではないか</p>			

○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例

令和3年10月8日

京都府条例第25号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例をここに公布する。

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 移住促進等に関する施策

第1節 移住促進特別区域の指定等（第6条—第9条）

第2節 居住の用に供する登録空家等の取得に係る課税の特例（第10条—第12条）

第3節 認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に係る課税の特例等（第13条—第17条）

第4節 その他の支援措置（第18条・第19条）

第3章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、府内における人口の減少その他の社会情勢の変化に対応し、地域社会の活力の向上と持続的発展を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、移住の促進及び移住者等が活躍することのできる地域づくりの推進（以下「移住促進等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに府の責務及び府民等の役割を明らかにするとともに、税の軽減、補助金の交付、金利に係る負担の軽減等の支援措置その他府が実施する施策について必要な事項を定めることにより、移住促進等に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（府の区域内に住所を定めるものに限る。）をいう。

(2) 移住者等 次に掲げる者をいう。

ア 移住者（移住をする者をいう。以下同じ。）

イ 府内の地域との間に関わりを持つようとする者であって、当該地域との関わり合いを通じて当該地域の活性化に資する役割を担うことが見込まれるもの（以下「地域と関わろうとする者」という。）

(3) 空家 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋であって、居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(4) 空家の活用 次に掲げる空家の使用をいう。

ア 移住者が移住により新たに定める住所に居住するために空家を使用すること。

イ 事業者が第8条第2項に規定する活躍応援事業において空家を当該事業の用に供すること。

(基本理念)

第3条 移住促進等に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 府内における人口の減少その他の社会情勢の変化を踏まえて多様化する移住の需要に対応するものであること。

(2) 移住者等と当該地域の住民との交流を促進し、ともに地域社会の担い手として活躍することのできる環境を整備すること。

(3) 空家の活用をはじめとする移住促進等を図るための事業を地域の特性に応じ、かつ、地域の活性化につなげるように展開すること。

(4) 必要な情報を提供することで、府民等（府民及び事業者をいう。以下同じ。）の移住促進等に対する関心と理解を深めること。

(5) 関連する施策との適切かつ効果的な連携を図るとともに、地域及び市町村における創意工夫を生かしつつ、国及び関係機関等とも相互に協力し、総合的かつ計画的に推進すること。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、移住促進等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民等、市町村、国及び関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(府民等の役割)

第5条 府民等は、移住促進等に関する施策についての関心と理解を深めるよう努めるとともに、当該施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 移住促進等に関する施策

第1節 移住促進特別区域の指定等

(移住促進特別区域の指定等)

第6条 知事は、市町村長の申出に基づき、当該市町村の区域内の区域であって次に掲げる要件に適合するものを移住促進特別区域として指定することができる。

- (1) 空家の活用等による移住の促進及び当該移住の促進を通じた地域の活性化を図るための特別な対策を講じる必要があると認められること。
- (2) 当該区域において移住を促進する取組が円滑かつ継続的に実施されると見込まれること。
- (3) 当該申出を行う市町村が、広報活動等を通じて、当該申出の趣旨及び内容に関し、当該区域内の住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めていること。
- (4) 当該申出を行う市町村が、当該区域において継続的に移住を促進するための体制を整備すること。
- (5) 当該申出を行う市町村が、当該区域に係る空家の実情の把握その他当該区域の実情に即した移住の促進に関する施策を実施すること。この場合においては、当該空家の位置、規模その他の規則で定める事項を規則で定める方法で一般の閲覧に供していること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に適合すること。

2 市町村長は、規則で定めるところにより、前項の申出をすることができる。

3 知事は、第1項の規定による指定（以下この条及び第10条において「指定」という。）をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨その他規則で定める事項を公示するものとする。

4 知事は、移住促進特別区域をその区域に含む市町村の長（以下「指定区域市町村長」という。）の申出に基づき、当該移住促進特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前2項の規定は移住促進特別区域の指定の解除について、前3項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

5 前項に定める場合のほか、知事は、移住促進特別区域の全部又は一部が第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定区域市町村長の意見を聴いて、当該移住促進特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

(空家の登録等)

第7条 知事は、指定区域市町村長の申出に基づき、当該移住促進特別区域内の空家であつて次に掲げる要件に適合するものを登録することができる。

- (1) 当該移住促進特別区域内において空家の活用を行うために必要であると認められるものであること。
 - (2) 当該申出を行う市町村が、当該登録を受けようとする空家の位置、規模その他の前条第1項第5号に規定する規則で定める事項を同号に規定する規則で定める方法で一般の閲覧に供しているものであること。
- 2 指定区域市町村長は、規則で定めるところにより、前項の申出をすることができる。
 - 3 知事は、第1項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）をしたときは、同項の申出をした指定区域市町村長に通知するものとする。
 - 4 知事は、登録を受けた空家（以下「登録空家」という。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した空家登録簿を一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 登録空家の位置及び規模
 - (2) 登録空家の構造及び設備
 - (3) 登録年月日及び登録番号
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 5 知事は、登録空家が所在する指定区域市町村長の申出に基づき、登録空家の登録を抹消し、又はその事項を変更することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定は、登録の抹消及びその事項の変更について準用する。
 - 6 前項に定める場合のほか、知事は、登録空家が第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録空家が所在する指定区域市町村長の意見を聴いて、当該登録空家の登録を抹消することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

(移住者受入・活躍応援計画の認定等)

第8条 知事は、指定区域市町村長が、移住促進特別区域の全部又は一部について次に掲げる事項を記載した計画を作成した場合において、当該計画が基本理念に適合すると認めるときは、当該指定区域市町村長の申出に基づき、当該計画を移住者受入・活躍応援計画（以下単に「活躍応援計画」という。）として認定することができる。

- (1) 活躍応援計画の区域
- (2) 移住促進等を図るために行う事業に関する事項
- (3) 計画期間

- (4) 計画内容の府民等に対する周知の方法に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項第2号に掲げる事項には、次に掲げる事業であって、指定区域市町村長が移住促進特別区域に係る地域の特性に応じ、当該地域の活性化につなげようとするもの（以下「活躍応援事業」という。）を記載することができる。
- (1) 登録空家による空家の活用に関する事業
 - (2) 移住者等の就業の機会の創出その他の移住者等が活躍することができる環境の整備に資する事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該地域の活性化に寄与するものとして規則で定める事業
- 3 指定区域市町村長は、規則で定めるところにより、第1項の申出をすることができる。
- 4 知事は、第1項の規定による認定（以下この条において「認定」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨その他規則で定める事項を公示するものとする。
- 5 第1項及び前2項の規定は、認定を受けた活躍応援計画（以下「認定活躍応援計画」という。）の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。
- 6 知事は、認定（前項において準用する第1項の規定による認定を含む。次項において同じ。）を受けた指定区域市町村長（以下「認定市町村長」という。）に対し、認定活躍応援計画（認定活躍応援計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。
- 7 知事は、認定活躍応援計画が基本理念に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

（移住促進特別区域内の空家の所有者等の責務）

第9条 移住促進特別区域内の空家及びその敷地の所有者及び管理者並びに移住促進特別区域内の住民は、府及び市町村が当該移住促進特別区域内において実施する移住促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2節 居住の用に供する登録空家等の取得に係る課税の特例

（居住の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税）

第10条 登録空家の取得（登録空家に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合を含む。）をした者（以下この条において「取得者」という。）については、次の各号の全てに該当するときは、対象不動産（当該登録空家（当該取得者の居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地である土地をいう。以下この条及び附則第4項に

において同じ。)の取得をした場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該対象不動産の取得が当該対象不動産の所在する移住促進特別区域の指定に係る第6条第3項の規定による公示の日以後(同条第4項又は第5項の規定により当該移住促進特別区域の指定が解除された場合にあつては、当該解除された日の前日までの間に限る。)に行われたときに限り、京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号。以下「府税条例」という。)の特例として、府税条例第43条の3の規定にかかわらず、同条に定める税率に、2分の1を乗じて得た率とする。

- (1) 当該対象不動産の取得が、当該取得者の移住の日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下「移住日」という。)から起算して1年前の日から当該移住日から起算して1年を経過した日までの間に行われたものであること。
- (2) 当該取得者が、当該登録空家に居住し、かつ、当該登録空家の所在地に住所を有すること。

(不均一課税の対象者であることの確認申請)

第11条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請し、知事の確認を受けなければならない。

(不均一課税の対象者の適用除外)

第12条 前条の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定は、適用しない。

- (1) 前条の規定による申請の日において、府税を滞納しているとき。
- (2) 前条の規定による申請に際して、虚偽の申請をしたとき。

第3節 認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に係る課税の特例等

(認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税)

第13条 認定活躍応援計画に記載されている活躍応援事業(以下「認定活躍応援事業」という。)を行う事業者が当該認定活躍応援事業の用に供する対象不動産(登録空家(当該認定活躍応援事業の用に供する部分に限る。))又はその敷地である土地をいう。以下この条及び附則第5項において同じ。)の取得をした場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該対象不動産の取得が当該認定活躍応援計画に係る第8条第1項第3号の計画期間内に行われたときに限り、府税条例の特例として、府税条例第43条の3の規定にかかわらず、同条に定める税率に、2分の1を乗じて得た率とする。

(不均一課税の対象事業者であることの確認申請)

第14条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請し、知事

の確認を受けなければならない。

(不均一課税の対象事業者の適用除外)

第15条 前条の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条の規定は、適用しない。

- (1) 前条の規定による申請の日（以下この条において「申請日」という。）において、府税を滞納しているとき。
- (2) 申請日前3年以内において、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の39第2項、第72条の41第2項又は第72条の41の2第2項の規定の適用を受けているとき。
- (3) 申請日前3年以内において、国税通則法（昭和37年法律第66号）第68条第1項若しくは第2項の規定による法人税に係る重加算税の賦課又は地方税法第72条の47第1項若しくは第2項の規定による重加算金額の決定がされているとき。
- (4) 申請日前3年以内において、法人税法（昭和40年法律第34号）第70条若しくは第135条第1項又は地方税法第72条の24の10の規定の適用を受けているとき。
- (5) 前条の規定による申請に際して、虚偽の申請をしたとき。

(京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例等に係る不動産取得税の不均一課税との調整)

第16条 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号。以下「企業立地促進条例」という。）その他の府税条例の特例に関する条例の規定の適用があった場合の不動産取得税については、第13条の規定は、適用しない。

- 2 第13条の規定の適用があった場合の不動産取得税については、企業立地促進条例その他の府税条例の特例に関する条例の規定は、適用しない。

(認定活躍応援事業の実施に関する助言等)

第17条 知事は、認定市町村長と連携して、認定活躍応援事業を行う事業者に対し、当該認定活躍応援事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、認定市町村長と連携して、前項の事業者に対し、当該認定活躍応援事業の実施の状況について報告を求めることができる。

第4節 その他の支援措置

(補助金の交付等)

第18条 府は、登録空家の活用及び認定活躍応援計画の実施による移住促進等を図るために

必要な経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 府は、移住促進特別区域内への移住者に対して、当該移住により新たに定める住所に居住するための登録空家又はその敷地である土地の取得等に必要な資金の調達に要する金利に係る負担が軽減されるよう必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供等)

第19条 府は、市町村と連携して、移住促進特別区域における移住促進等が行われるよう、次に掲げる者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 移住促進特別区域への移住をしようとする者
- (2) 移住促進特別区域内の地域と関わろうとする者
- (3) その他府内に居住していたことがある者等、当該移住促進等に関する情報の提供等による前条第2項の移住者又は前2号に掲げる者の数を増加させる効果が高いと見込まれる者

- 2 府は、移住促進等に関する施策を積極的に推進することが地域社会の活力の向上と持続的発展を図る上で重要であることについて府民等の関心と理解を深めることができるよう、市町村と連携して、知識の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

第3章 雑則

(推進体制の整備等)

第20条 府は、市町村、国及び関係機関等と連携して、移住促進等に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

- 2 府は、移住促進等において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の特性に応じた移住促進等に関する施策の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(不動産取得税の税率の特例)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間に登録

空家（居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地である土地の取得が行われた場合における改正後の京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第10条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「第43条の3」とあるのは「第43条の3及び附則第14条の2」と、「同条に定める税率」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率」とする。

（令6条例29・一部改正）

（失効に伴う不動産取得税の不均一課税に関する経過措置）

- 4 対象不動産が当該対象不動産の所在する移住促進特別区域の指定に係る新条例第6条第3項の規定による公示の日から附則第2項に規定する日（同条第4項又は第5項の規定により当該移住促進特別区域の指定が解除された場合にあつては、当該解除された日の前日）までの間に取得された場合における当該取得については、新条例第2章第2節及び前項の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 5 対象不動産が、当該対象不動産がその用に供される認定活躍応援事業が記載されている認定活躍応援計画に係る新条例第8条第1項第3号の計画期間（附則第2項に規定する日までの期間に限る。）内に取得された場合における当該取得については、新条例第13条から第16条まで及び附則第3項の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

（移住促進特別区域に関する経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に改正前の京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により指定を受けている移住促進特別区域は、施行日に新条例第6条第1項の規定により指定を受けたものとみなす。
- 7 施行日前に旧条例第5条第3項の規定によりされた公示で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例第6条第3項の規定によりされた公示とみなす。
- 8 附則第6項の規定により新条例第6条第1項の指定を受けたものとみなされた移住促進特別区域についての同条第4項及び第5項並びに第10条並びに附則第4項の規定の適用については、新条例第6条第4項中「前3項」とあるのは「第1項（第5号後段を除く。）及び前2項」と、同条第5項中「第1項各号」とあるのは「第1項各号（第5号後段を除く。）」と、新条例第10条中「当該対象不動産の所在する移住促進特別区域の指定に係る第6条第3項の規定による公示の日以後（同条第4項」とあるのは「この条例の施行の日以後（第6条第4項」と、附則第4項中「当該対象不動産の所在する移住促進特別区域の

指定に係る新条例第6条第3項の規定による公示の日」とあるのは「施行日」と、「同条例第4項」とあるのは「新条例第6条第4項」と、「より当該」とあるのは「より当該対象不動産の所在する」とする。

(登録空家に関する経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する登録空家である空家であって、新条例第7条第1項に規定する要件に適合するものは、登録空家とみなす。
- 10 前項の規定により登録空家とみなされた空家についての新条例第7条第4項第3号の規定の適用については、同号中「登録年月日」とあるのは、「改正前の京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例第9条第1項の規定による登録を受けた日」とする。

(旧条例の効力)

- 11 旧条例附則第2項に規定する日までにした行為に対する罰則の適用については、旧条例は、同日後も、なおその効力を有する。
- 12 旧条例第11条に規定する対象不動産が当該対象不動産の所在する旧条例第2条第7号に規定する移住促進特別区域の指定に係る旧条例第5条第3項の規定による公示の日から令和4年3月31日(同条例第4項又は第5項の規定により当該移住促進特別区域の指定が解除された場合にあつては、当該解除された日の前日)までの間に取得された場合における当該取得については、旧条例第11条から第13条までの規定は、なおその効力を有する。
- 13 旧条例第18条に規定する対象不動産が当該対象不動産に係る旧条例第14条第1項に規定する空家農地一体活用事業計画の認定を受けた日から1年以内に取得された場合における当該取得については、旧条例第18条から第21条までの規定は、なおその効力を有する。
- 14 平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧条例第2条第5号に規定する登録空家(居住の用に供する部分に限る。)若しくはその敷地である土地又は同条例第6号に規定する登録農地の取得が行われた場合における前2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第11条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「第43条の3」とあるのは「第43条の3及び附則第14条の2」と、「同条に定める税率」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率」とする。

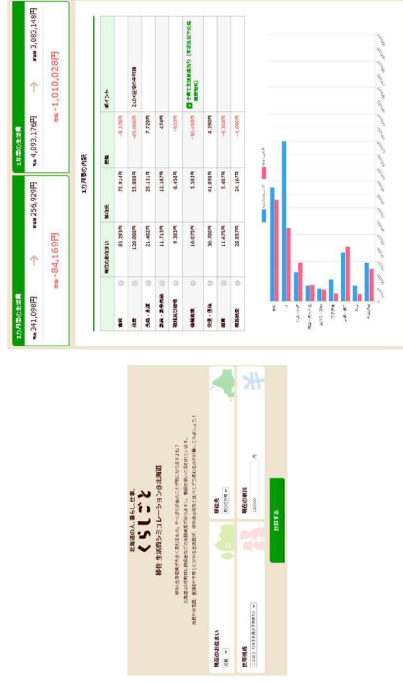
附 則 (令和6年条例第29号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【 内 容 】

- 北海道が運営する移住ポータルサイト「北海道の人、暮らし、仕事 くらしごと」にて、現住地（地方）・家賃・世帯構成を入力し、移住希望先となる道内の市町を選択すると、移住前後の1カ月単位と1年単位の生活費想定（差額）が算定できる
- 食料や住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽の9項目ごとに細かくシミュレーションを展開



＜ 効 果 ＞

- 「北海道で暮らしたい」と漠然と考えている層に対し、北海道への移住の検討を深めるきっかけになったという声を聞いている（北海道庁担当者）。

[千葉県・いすみ市] 「食」と「コミュニティ」を核とした独自の循環型モデル

【 内 容 】

- 市内の小中学校の給食で使われる米をすべて「いすみっこ（無農薬・無化学肥料栽培）」にするなど、食の安全に敏感な子育て世代を意識
- 環境共生型のブランディング、有機農業や自然保護（いすみ星空の取組等）が、都会からの移住者が求める「持続可能な暮らし」とマッチし、クリエイティブな層が流入
- 先輩移住者によるサポートなど 移住者がさらに移住者を呼ぶ「連鎖型」の移住が発生、新旧住民が混ざり合うコミュニティが自然に形成
- 趣味、起業、週末利用の二拠点生活など、多様な働き方を受け入れる風土



＜ 効 果 ＞

- 「住みたい田舎ベストランキング」首都圏エリアで9年連続1位（2025年版）
- 2026年度版「住みたい田舎ベストランキング」人口3万人以上5万人未満の市、全ての部門で第1位を獲得

[静岡県・浜松市] はままつ暮らし促進事業

【 内 容 】

- 移住コーディネーターを商工会議所内に配置
- 首都圏で開催される移住相談会や移住イベントに浜松商工会議所の職員も同行
- ハマライフ住宅取得費等補助…新築や購入、リフォーム、賃貸、引越移転等の幅広い補助対象
- Welcome集落制度…移住者1人当たり10万円を集落へ支給



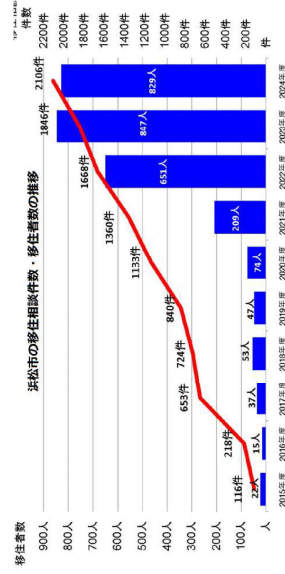
浜松移住コーディネーター
宮嶋 千穂美さん(左)
岩倉 万友美さん(中央)
浜松商工会議所人材支援課長
深津 正樹さん



はままつU11ターン就職寄り添い相談
浜松商工会議所は、2017（平成29）年から移住と就職を一体的に支援する「はままつU11ターンと就職寄り添い相談」を開始しました。LINEで移住希望者となつながら、求職移住コーディネーターと連携しながら企業紹介や職場見学、面接の日程調整などのサポートを行っています。

＜ 効 果 ＞

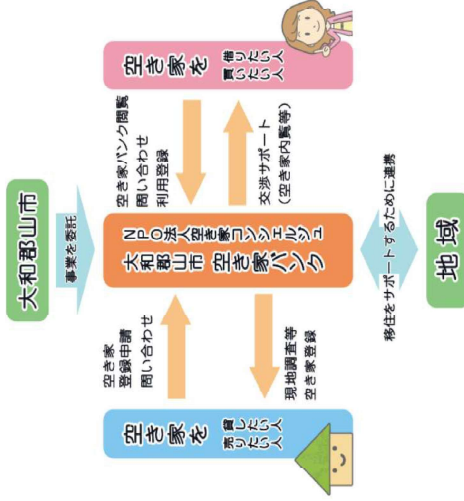
➤ 移住相談・移住者ともに増加（県内1位）



[奈良県・大和郡山市] NPO法人と連携した空き家バンクの運営

【 内 容 】

- 大和郡山市空き家バンクを、市から委託されたNPO法人空き家コンシェルジュが運営する事業
⇒行政では難しい「物件調査、所有者交渉、マッチング」を民間が担うことで、空き家再生が進む（物件発掘力×マッチング力の強化）
- 空き家所有者と移住希望者の連絡調整・各種情報の提供を行うほか、地域と連携してスムーズな移住をサポート



＜ 効 果 ＞

- 市内転入者は直近4か年で120人増加
- 空家数は直近5か年で160戸減少（放置空家の減少）
- 登録物件数・紹介可能物件の増加
- 利用希望者が実際に内覧・契約まで進めやすい

「高知県中土佐町」オードナーメイド型移住体験ツアー

【 内 容 】

- 事前に移住に対するビジョンをWeb会議や電話でヒアリングし、ひとりひとりに合った移住体験ツアー（1日）を作成。ツアー内容は当日でもフレキシブルに変更可能。
 - ・参加費無料（飲食代、中土佐町までの交通費や宿泊費は実費）
 - ・催行人数は1組1～5名程度まで
 - ・移住を考えている方なら誰でも利用可能
- 若年者遠距離通勤支援（嶺北管内以遠に通勤する若者世代の通勤費・車両購入費補助）

< 効 果 >

- 移住ミスマッチの低減
- ツアー後に継続相談・再訪・移住体験住宅利用へ移行する率が高い

